

三原市一般廃棄物処理基本計画改定等業務

仕様書

令和8年4月

三 原 市

目 次

第1章 総則	1
第1節 業務の目的	1
第2節 業務名及び業務場所	1
第3節 業務委託期間	1
第4節 仕様書の適用	1
第5節 業務管理	1
第6節 業務の内容	2
第7節 関係法令等の遵守	2
第8節 資料の貸与	2
第9節 秘密の保持	2
第10節 打合せ・協議	2
第11節 疑義	2
第12節 提出書類	2
第13節 審査	3
第14節 引き渡し	3
第15節 成果品	3
第2章 業務内容	4
第1節 基礎調査業務	4
第1項 アンケート調査	4
第2項 ごみ組成調査	4
第3項 地域特性の整理	5
第2節 ごみ処理基本計画改定業務	5
第1項 実施方針	5
第2項 ごみ処理の現況及び課題	5
第3項 ごみ処理行政	5
第4項 ごみ処理基本計画改定の基礎事項	5
第5項 ごみ処理基本計画改定の基本的考え方	5
第6項 施策の提案	6
第3節 生活排水処理基本計画改定業務	6
第1項 実施方針	7
第2項 生活排水処理の現況及び課題	7
第3項 生活排水処理計画改定の基礎事項	7
第4項 生活排水処理基本計画改定の基本的考え方	7
第5項 生活排水の処理主体	7

第6項 施策の提案.....	8
第4節 審議会支援業務.....	8
第5節 循環型社会形成推進地域計画策定業務.....	8
第1項 計画の基本的な事項.....	9
第2項 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	9
第3項 施策の内容.....	10
第4項 関連するその他の施策.....	10
第5項 計画のフォローアップと事後評価.....	10
第6項 その他添付資料等.....	11

第1章 総則

第1節 業務の目的

三原市（以下「本市」という。）では、令和4年3月に策定した「第2次三原市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）が中間目標年度である令和8年度を迎えることから、計画の進捗状況等を確認するとともに、近年の社会情勢の変化や本市の廃棄物処理を取り巻く状況を踏まえ、計画の見直しを行う必要がある。

本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の適正な処理及び循環型社会の形成に向けて、本市の一般廃棄物処理基本計画を見直すことを目的とする。

なお、計画の見直しにあたっては、「一般廃棄物処理基本計画策定指針」（平成28年9月 環境省）に準拠するとともに、本市の上位計画（総合計画、環境基本計画等）及び関連計画との整合に留意するものとする。

並びに、本市が検討を進めている一般廃棄物処理施設整備事業に伴い、本事業を循環型社会形成推進交付金事業として、円滑に進めるために必要な三原地域循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の策定も併せて行うものとする。策定に際しては、第2章第1節から第3節までの検討内容及び「循環型社会形成推進交付金交付要綱」、「循環型社会形成推進地域計画策定マニュアル」（令和6年3月改訂、環境省環境再生・資源循環局）の内容に準拠して行うこと。

第2節 業務名及び業務場所

業務名： 三原市一般廃棄物処理基本計画改定等業務

業務場所： 広島県三原市 地内

第3節 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

第4節 仕様書の適用

本仕様書は、本市が計画している「三原市一般廃棄物処理基本計画改定等業務」に適用するもので、受託者は、本仕様書に明記のない事項であっても、業務遂行上必要と思われることについては、本市・受託者協議のうえ、決定し行うものとする。

第5節 業務管理

- (1) 受託者は、業務の円滑な推進を図るために十分な経験を有する技術者を配置する。
- (2) 管理（主任）技術者は、業務の全般にわたり、技術的管理を行う。

- (3) 管理（主任）技術者は、技術士法に基づく技術士（衛生工学部門-廃棄物・資源循環又は総合技術管理部門-衛生工学-廃棄物・資源循環）の資格を有すること。
なお、「廃棄物・資源循環」が制定される以前の「廃棄物管理」、「廃棄物処理」、「廃棄物管理計画」も同等とみなす。
- (4) 業務の円滑な推進を図るため、本市・受託者は常に密接な連絡を取り十分な協議を行い、支障のないようにする。
- (5) 業務の途中において、本市が報告を求めたときは、受託者はただちに報告を行う。

第6節 業務の内容

業務の詳細については、第2章の「業務内容」による。

第7節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係法令並びに通知等を遵守する。

第8節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料等の収集は、原則として受託者が行うものとするが、現在、本市が所有する業務に利用可能な資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、業務完了と同時に返却するものとする。

第9節 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第10節 打合せ・協議

受託者は、本市及び関係する官公庁との協議を必要とするとき又は協議を求められた場合には誠意をもってこれに対応し、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、遅滞なく本市に提出するものとする。

第11節 疑義

本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議し、本市の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

第12節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、本市の契約約款に定めるもののほか、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届

- (2) 管理（主任）技術者届
- (3) 工程表
- (4) 完了届
- (5) 納品書
- (6) 請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

第13節 審査

受託者は、業務完了時に本市の審査を受けなければならない。

第14節 引き渡し

本業務は、本市の審査に合格した時点で完了とするが、業務完了後に成果品に記載漏れや誤りがある場合は、その都度速やかに修正し、本市に再提出するものとする。

第15節 成果品

提出する成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 一般廃棄物処理基本計画 報告書（本編） | 30部 |
| (2) 一般廃棄物処理基本計画 報告書（概要版） | 30部 |
| (3) 循環型社会形成推進地域計画書 | 3部 |
| (4) その他業務に係る調査書類、提案資料及び参考資料等 | 1式 |
| (5) 電子データ（PDF形式の外、ワード又はエクセル形式） | 1式 |

第2章 業務内容

本業務では、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画を含めた基本計画の改定並びに地域計画の策定のため、次の事項について実施するものとする。基本計画の改定及び地域計画の策定にあたっては、本市における廃棄物処理の現状を把握するとともに、関係法令、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画及び地域計画として必要な事項について整理・検討を行うこと。検討に際しては、本市の上位計画及び関連計画との整合に留意するものとする。

第1節 基礎調査業務

第1項 アンケート調査

検討に必要な基礎情報として、ごみの排出や分別等の実態に関する市民アンケート調査を行うこと。サンプル数は統計的に信頼できる数とすること。事業者アンケートについては、アンケートに変わる調査手法の提案も可とする。

なお、調査の実施方法、対象範囲、内容及び実施体制等の詳細については、受託者の提案に基づき、本市と協議のうえ決定するものとする。

第2項 ごみ組成調査

本市管内から排出される家庭系もやすごみ及び事業系もやすごみについて、ごみの種類別の組成状況を把握するため、組成調査を実施すること。

(1) 家庭系及び事業系もやすごみ組成調査

ア 実施場所

広島県三原市八坂町 10227 番地（三原市清掃工場）

イ 調査対象

家庭系もやすごみ及び事業系もやすごみ

ウ 調査項目

第2次一般廃棄物処理基本計画策定時の調査から組成の推移を比較できる調査項目にすること。調査項目の詳細については、本市と協議のうえ決定するものとする。（別紙「令和2年度 組成調査」参照。）

エ 調査日時

調査日時については、本市と協議のうえ決定するものとし、三原市清掃工場の営業時間内に実施すること。

オ 調査方法

調査方法については、受託者の提案に基づき実施するものとし、分類結果が確認できるよう必要な記録を行うこと。

カ その他

事業系もやすごみの組成調査について、上記ア～オに固執せず、本市の課題を明確にする調査内容を提案すること。

第3項 地域特性の整理

計画の策定にあたり、基本事項として、本市の概況、自然環境、社会環境等について把握・整理すること。

第2節 ごみ処理基本計画改定業務

第1項 実施方針

本計画の見直しにあたっては、本市における廃棄物処理の現状を把握するとともに、関係法令、社会情勢の変化等を踏まえ、ごみ処理基本計画として必要な事項について整理・検討を行うこと。検討に際しては、本市の上位計画及び関連計画との整合に留意するものとする。

第2項 ごみ処理の現況及び課題

家庭系及び事業系ごみについて、発生量、性状、収集・運搬、中間処理、最終処分等の現況を整理すること。

また、ごみ処理に係る運営体制、維持管理の状況及び処理に要する経費等についても整理し、これらの整理結果を踏まえ、本市におけるごみ処理の現況及び課題についても整理すること。

第3項 ごみ処理行政

ごみ処理行政の動向等について、明らかにすること。

第4項 ごみ処理基本計画改定の基礎事項

(1) 基本方針

本市におけるごみ処理に関する基本方針を整理すること。

(2) 達成目標

ごみ処理基本計画で達成すべき目標について明らかにすること。

(3) 目標年次

本計画の目標年次は、既定計画に示される令和18年度とし、中間目標年度を令和13年度とする。

第5項 ごみ処理基本計画改定の基本的考え方

計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量について、既定計画における実績及び本市の将来人口等を踏まえ、家庭系及び事業系別、ごみ種類別に整理すること。

- (1) ごみの発生量の見込み
家庭系及び事業系ごみについて、ごみ種類別に発生量の見込みを整理すること。
- (2) 実績の整理
過去のごみ発生量等の実績について整理すること。
- (3) 人口等の整理
ごみ発生量の整理にあたり、将来人口等の関連する基礎情報について整理すること。
- (4) ごみ発生量の将来見込み
整理した実績及び基礎情報を踏まえ、将来におけるごみ発生量の見込みについて整理すること。
- (5) 排出抑制等を考慮した整理
排出抑制及び再生利用の取組を考慮した場合のごみ発生量について整理すること。
- (6) ごみ処理量の見込み
ごみ発生量の整理結果を踏まえ、処理量の見込みについて整理すること。

第6項 施策の提案

本市におけるごみ処理基本計画として、家庭系及び事業系ごみを対象に、排出抑制、再生利用、適正処理等に関する施策について提案すること。

- (1) 排出抑制の推進
家庭系及び事業系ごみについて、排出抑制に関する取組について提案すること。
- (2) 再生利用の推進
家庭系及び事業系ごみについて、再生利用に関する取組について提案すること。
- (3) 適正処理の推進
ごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分に係る適正処理に関する取組について提案すること。
- (4) 事業系ごみ対策
事業系ごみに係る排出抑制、適正処理等に関する取組について提案すること。
- (5) 食品ロス対策
家庭系及び事業系の食品ロスに関する取組について提案すること。
- (6) 普及啓発
排出抑制及び再生利用に関する普及啓発について提案すること。
- (7) その他必要な施策
本市の状況を踏まえ、必要となる施策について提案すること。

第3節 生活排水処理基本計画改定業務

第1項 実施方針

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設について、整備状況及び処理状況を整理すること。

第2項 生活排水処理の現況及び課題

計画の策定にあたり基礎的事項として、生活排水処理に関する現況及び課題について整理すること。

(1) 水域環境の状況及び水質保全に関する事項

水域環境及び水質保全に関する状況について整理すること。

(2) 生活排水処理施設の整備状況及び処理の実績

生活排水処理施設の整備状況並びにし尿及び浄化槽汚泥等の処理実績について整理すること。

(3) 関係機関等の動向

生活排水処理に関する国、広島県及び関係機関等の動向について整理すること。

(4) 生活排水処理に関する課題

生活排水処理に関する課題について整理すること。

第3項 生活排水処理計画改定の基礎事項

(1) 基本方針

生活排水処理基本計画の基本方針について整理すること。

(2) 達成目標

生活排水処理基本計画において達成すべき目標について整理すること。

(3) 目標年次

本計画の目標年次は、既定計画に示される令和18年度とし、中間目標年度を令和13年度とする。

第4項 生活排水処理基本計画改定の基本的考え方

(1) 生活排水の発生量及び処理量の見込み

生活排水の発生量及び処理量について、将来見込みを整理すること。

ア 処理形態別人口

計画処理区域における処理形態別人口について整理すること。

イ し尿及び浄化槽汚泥の発生量及び処理量

し尿及び浄化槽汚泥の発生量並びに処理量について整理すること。

第5項 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体について整理すること。

第6項 施策の提案

生活排水処理基本計画として、生活排水及びし尿・浄化槽汚泥の処理に関する事項について提案すること。

(1) 生活排水処理計画

生活排水の処理に関する計画について提案すること。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する計画について提案すること。

(3) その他

生活排水処理に関する施策の推進に必要な事項について提案すること。

第4節 審議会支援業務

基本計画の改定にあたり、市民の意見を反映するため、三原市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）への諮問・答申を行うことから、受託者は、審議会が円滑に運営されるよう、本市事務局（以下「事務局」という。）を支援すること。

(1) 審議会等への対応及び検討資料作成

ア 開催回数

審議会の開催回数は、4回程度を予定する。

イ 審議会資料の作成

審議会における審議内容を踏まえて、必要となる会議資料を作成すること。

ウ 会議出席

受託者は、事務局の補佐として審議会に出席し、資料説明の補佐及び必要に応じて委員からの質疑への対応を行うものとする。

エ 議事録の作成

審議会の内容について、要点を整理した議事録を作成し、事務局に提出するものとする。

(2) パブリックコメント資料作成

審議会の意見を踏まえた計画素案を作成するとともに、パブリックコメントの実施にあたり、意見に対する回答案の作成を行うこと。

第5節 循環型社会形成推進地域計画策定業務

本市が検討を進めている一般廃棄物処理施設整備事業を円滑に進めるために必要な循環型社会形成推進地域計画を策定するものとする。

なお、地域計画は、環境省への報告が必要なため、令和8年10月末に仮納品を行うこと。詳細については、本市と協議のうえ、決定するものとする。

第1項 計画の基本的な事項

(1) 対象地域

三原地域（三原市、世羅町）

(2) 計画期間

計画期間は5年間の基本とするが、施設整備の期間が5年を超える場合には、7年を上限とする。

(3) 基本的な方向

第2章第1節から第3節までの検討内容及び本市の各種上位計画との整合性、地域の廃棄物の発生、排出特性やこれまでの廃棄物施策の推移、産業動向等、地域の特色に配慮した廃棄物処理の方向性を示すものとする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について、検討状況と検討結果を示すものとする。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチック資源の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進等の講じる措置等を示すこと。

第2項 循環型社会形成推進のための現状と目標

次に示す項目については、最新の実績値を整理したうえで、人口及び廃棄物の将来推計を行うものとする。

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

ア ごみ処理

過去5ヵ年以上の排出量、再生利用量、熱回収量及び減量化量等の各種指標を含めたごみ処理の現状について取りまとめること。

イ 生活排水処理

処理形態別人口、し尿・汚泥の量について、生活排水処理の現状について取りまとめること。

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

ア ごみ処理

(ア) 排出量の指標

(イ) 再生利用量の指標

(ウ) エネルギー回収量の指標

(エ) 減量化量の指標

(オ) 最終処分量の指標

(カ) その他必要な事項

イ 生活排水処理

- (ア) 生活排水処理対象人口の指標
- (イ) し尿及び浄化槽汚泥浄化槽汚泥の排出量の指標

第3項 施策の内容

(1) 発生抑制、再利用の推進

発生抑制や再利用に関する施策の現状をとりまとめ、今後の循環型社会形成に向けて、地域で解決可能な有効・必要となる施策について把握・整理すること。

(2) 処理体制

- ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後
- イ 事業系一般廃棄物の処理体制
- ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物
- エ 生活排水処理の現状と今後

(3) 処理施設等の整備

本市が計画する施設整備事業について、その位置付け、整備時期等やその理由を明確にしたうえで、本地域計画の交付対象に該当する施設整備内容について、一覧表等にとりまとめ、その整備理由等を明らかにすること。

- ア 施設の種類、処理能力、整備期間
- イ 施設整備の理由（必要性）
- ウ 現有処理施設の概要

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備を行う際に必要となる各種調査計画等について、その必要性や調査内容等を取りまとめること。

- ア 計画支援事業内容及び事業期間

第4項 関連するその他の施策

(1) その他の施策

循環型社会形成を推進していくうえで、必要となる施策のうち、前述した施策以外で必要となる一般廃棄物の不法投棄対策や、災害時の廃棄物処理に関する事項について取りまとめること。

- ア その他、施設整備や処理体制等に直接関係しない施策（情報収集、普及啓発、環境教育、調査、再生利用先の確保・再生製品の需要拡大等に関する事項）
- イ NPO や地域住民等との協働、NPO や地域住民等に対する助成等の事項
- ウ 不法投棄対策に関する事項
- エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

第5項 計画のフォローアップと事後評価

計画のフォローアップと事後評価に関する方針を取りまとめること。

- (1) 計画のフォローアップの検討
- (2) 事後評価及び計画見直し手法の検討

第6項 その他添付資料等

循環型社会形成推進地域計画に、添付が必要な資料について取りまとめること。具体的には、予定する交付金対象事業に関する施設概要や計画支援事業を取りまとめるとともに、概算事業費の算定を行うものとする。

なお、概算事業費の算定に際しては、今後検討する交付対象事業に関して、現時点で可能な範囲の整備内容にて既存資料に基づいて、設定すること。

- (1) 様式作成
 - ア 添付資料
 - イ 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
 - ウ 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
 - エ その他添付資料
 - (ア) 参考資料様式（施設概要）
 - (イ) 参考資料様式（計画支援概要）
 - (ウ) その他必要な書類

以 上

別紙「令和2年度 組成調査」

三原市ごみ組成調査

大分類	中分類	小分類	No.	令和2年10月17日		令和2年10月31日		平均					
				重量(kg)	割合(%)	重量(kg)	割合(%)	重量(kg)	割合(%)				
紙類	紙製容器包装	段ボール	1	2,260	0.98	7.76	3,460	1.64	9.06	2,860	1.30	8.40	
		紙バック類(紙バックマーク)	2	1,900	0.82		3,660	1.74		2,780	1.30		
		紙バック類(紙製容器包装マーク)	3	9,300	4.04		11,620	5.52		10,460	4.70		
		紙ふた類、台紙、紙トレイ	4	4,420	1.92		0,340	0.16		2,380	1.10		
	古紙	新聞紙	5	10,900	4.73	9.62	4,020	1.91	5.16	7,460	3.40	7.50	
		雑誌	6	3,760	1.63		5,560	2.64		4,660	2.10		
		広告、ちらし、ハガキ、封筒等	7	7,520	3.26		1,280	0.61		4,400	2.00		
	その他紙類	紙くず、ちり紙	8	21,480	9.32	16.00	20,620	9.80	14.14	21,050	9.60	15.20	
		紙おむつ	9	15,380	6.68		9,140	4.34		12,260	5.60		
布類・皮革類	布類	古着、布類	10	13,965	6.06	6.69	8,580	4.08	6.20	11,273	5.10	6.40	
	皮革類	かばん、くつ等	11	1,460	0.63		4,460	2.12		2,960	1.30		
プラスチック類	トレイ	白色発泡トレイ	12	0,120	0.05	0.39	0,140	0.07	0.12	0,130	0.10	0.30	
		色付き発泡トレイ	13	0,780	0.34		0,100	0.05		0,440	0.20		
		ペットボトル	14	0,780	0.34		0,060	0.03		0,030	0.03		0,420
	プラスチック製容器包装	ラップ類(外装フィルム)	15	0,260	0.11	8.28	2,260	1.07	6.62	1,260	0.60	7.50	
		緩衝材	16	0,000	0.00		0,020	0.01		0,010	0.00		
		レジ袋	17	4,000	1.74		3,120	1.48		3,560	1.60		
		菓子袋、詰換え洗剤の袋	18	4,260	1.85		5,800	2.76		5,030	2.30		
		カップ類	19	0,580	0.25		0,440	0.21		0,510	0.20		
		バック類	20	4,700	2.04		1,020	0.48		2,860	1.30		
		チューブ類	21	1,140	0.49		0,060	0.03		0,600	0.30		
		発泡スチロール	22	0,000	0.00		0,000	0.00		0,000	0.00		
		プラボトル	23	0,760	0.33		1,080	0.51		0,920	0.40		
		ボトルのキャップ	24	0,160	0.07		0,140	0.07		0,150	0.10		
		容器包装の一部	25	3,220	1.40		0,000	0.00		1,610	0.70		
その他プラスチック類	26	0,300	0.13	0,130	0.06	1,260	0.58	1,480	0.65	0.70			
木、竹、わら類	木、竹、わら類	剪定枝	27	0,000	0.00	6.47	0,000	0.00	2.21	0,000	0.00	4.40	
		割りばし	28	0,680	0.30		0,240	0.11		0,460	0.20		
		わら、草、花等	29	14,220	6.17		4,420	2.10		9,320	4.20		
厨芥類	手つかず食品	未調理、未使用の食品	30	7,400	3.21	3,210	6,320	3,000	3,000	6,860	3.10	3.10	
	調理くず	調理くず、食べ残し	31	83,640	36.30	36,300	105,380	50.08	50.08	94,510	42.90	42.90	
大型可燃物	大型可燃物	家具など	32	0,000	0.00	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0.00	0.00	
その他可燃物	その他可燃物	その他可燃物	33	0,300	0.13	0,130	0,800	0.38	0,380	0,550	0.20	0.20	
不燃物	金属類	小型家電	34	0,000	0.00	3.74	0,000	0.00	0.99	0,000	0.00	2.40	
		鍋、やかん等	35	0,000	0.00		0,020	0.01		0,010	0.00		
		缶類	36	0,000	0.00		0,000	0.00		0,000	0.00		
	ガラス類、陶器類	ビン類	37	0,000	0.00		0,000	0.00		0,000	0.00		
		ガラス製品、陶器	38	0,000	0.00		0,000	0.00		0,000	0.00		
	その他	土砂	39	7,500	3.26		0,000	0.00		3,750	1.70		
		灰	40	0,000	0.00		0,000	0.00		0,000	0.00		
		乾電池、蛍光灯	41	0,000	0.00		0,080	0.04		0,040	0.00		
		ガスボンベ、ライター	42	0,000	0.00		0,625	0.30		0,313	0.10		
		その他不燃物	43	1,100	0.48		1,340	0.64		1,220	0.60		
指定袋			44	2,145	0.94	0,940	1,545	0.75	0,750	1,845	0.80	0.80	
合計				—	230,390	100.0	100.0	210,410	100.00	100.0	220,401	100.00	100.0

